

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和7年7月22日（火） 10：02～10：14

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：石 破 茂 内閣総理大臣
村 上 誠一郎 国務大臣（総務大臣）
鈴木 馨 祐 国務大臣（法務大臣）
岩 屋 毅 国務大臣（外務大臣）
加 藤 勝 信 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
あ べ 俊 子 国務大臣（文部科学大臣）
福 岡 資 麿 国務大臣（厚生労働大臣）
小 泉 進次郎 国務大臣（農林水産大臣）
武 藤 容 治 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
中 野 洋 昌 国務大臣（国土交通大臣）
浅 尾 慶一郎 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
中 谷 元 国務大臣（防衛大臣）
林 芳 正 国務大臣（内閣官房長官）
平 将 明 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
伊 藤 忠 彦 国務大臣（復興大臣）
坂 井 学 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
三 原じゅん子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
城 内 実 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
伊 東 良 孝 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
欠席者：赤 澤 亮 正 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪席者：橘 慶一郎 内閣官房副長官
青 木 一 彦 内閣官房副長官
佐 藤 文 俊 内閣官房副長官
岩 尾 信 行 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件	1 件
○国会提出案件	1 件
○政令	9 件
○人事	4 件
○配布	2 件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解等となった。

議事内容：

○林国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、青木副長官から御説明申し上げます。

○青木内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「令和7年度特定港湾施設整備事業基本計画の承認」について、御決定をお願いいたします。本件は、港湾整備促進法に基づき、国土交通大臣が定めた基本計画を内閣が承認するものであり、計72の港について、ふ頭用地の整備等を行うものであります。

次に、「厚生年金特例法の施行状況」に関する報告について、御決定をお願いいたします。本件は、同法に基づき、本年3月末までに年金記録の訂正の答申を行った事案等について、事業主の保険料の納付状況等を国会に報告するものであります。

次に、政令9件について、御決定をお願いいたします。まず、「令和6年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定令の一部改正令」は、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の適用期間を令和8年7月31日まで1年間延長するものであります。

次に、「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令」、「証人等の被害についての給付に関する法律施行令」及び「海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令」の各一部改正令は、警察官の職務協力援助者等に対する災害給付における介護給付の限度額を改定するものであります。

次に、「電波法及び放送法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年10月1日とするものであり、「電波法関係手数料令の一部改正令」は、同改正法の施行に伴い、免許事項証明書の交付請求手数料の新設等を行うものであります。

次に、「公立学校の学校医等の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正令」は、同公務災害補償における介護補償額を改定するものであります。

次に、「雇用保険法等の一部改正法の一部の施行に伴う関係整備等及び経過措置令の一部改正令」は、同改正法による改正前の船員保険法の規定による障害年金等の額について、本年8月以降の給付額を改定するものであります。

次に、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年11月20日等とするものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、あべ文部科学大臣が、現地日本大使館での意見交換等のため、本日から24日まで、海外渡航されますので、御了解をお願いいたします。

次に、在ロシア日本国大使館参事官武田行生に、日ソ漁業損害賠償請求処理委員会モスクワ委員会委員を命ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、裁判官人事といたしまして、判事兼簡易裁判所判事に任命するもの外3件について、御決定をお願いいたします。

次に、石谷俊史外254名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

○林国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○石破内閣総理大臣：あべ大臣は、海外渡航いたしますが、その不在中、三原大臣を

臨時代理とすることといたします。

○林国務大臣：これ을もちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。法務大臣から御発言がございます。

○鈴木国務大臣：いわゆるオウム真理教と同一性を有する「A l e p h」に関し、7月22日、公安調査庁長官は、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づき、再発防止処分請求を行いました。被請求団体は、5度目の再発防止処分に付されているところ、今般、麻原彰晃こと松本智津夫の二男らが、その運営を主導していることが確認されました。この点を含め、同法で定められている報告すべき事項の一部が報告されておらず、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度の把握が困難となっております。このため、必要な限度で活動の一部を一時的に停止させるとともに、速やかにその危険性の程度を把握すべく、新たに再発防止処分請求を行ったものであります。

○林国務大臣：なお、海外出張された環境大臣の帰朝報告は、お手元の資料のとおりです。

ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件

〔 令和 7 年 7 月 22 日 〕 (火)

◎ 一 般 案 件

資 料
あ り

- 令和 7 年度特定港湾施設整備事業基本計画の承認
について (決定) (国土交通省)

◎ 国 会 提 出 案 件

資 料
あ り

- 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例
等に関する法律の施行状況に関する報告について
(決定) (厚生労働省)

◎ 政 令

資 料
あ り

- 令和 6 年能登半島地震による災害についての激甚
災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関す
る政令の一部を改正する政令 (決定)

(内閣府本府・財務・経済産業省)

- 〃 ○ 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関す
る法律施行令の一部を改正する政令 (決定)

(警察庁・財務省)

- 〃 ○ 電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行期
日を定める政令 (決定) (総務省)

- 〃 ○ 電波法関係手数料令の一部を改正する政令
(決定) (総務・財務省)

- 〃 ○ 証人等の被害についての給付に関する法律施行令
の一部を改正する政令 (決定) (法務・財務省)

- 〃 ○ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の
公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正す
る政令 (決定) (文部科学省)

- 〃 ○ 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行
に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政
令の一部を改正する政令 (決定)

(厚生労働・財務省)

資料あり
資あり ○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）

（厚生労働・農林水産省）

〃 ○海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）

（国土交通・財務省）

◎人 事

資料なし
資なし ☆文部科学大臣阿部俊子（あべ俊子）の海外渡航について（了解）

資料あり
資あり ☆在ロシア日本国大使館参事官武田行生に漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づく漁業損害賠償請求処理委員会モスクワ委員会委員を命ずることについて（決定）

資料なし
資なし ☆検事小川理津子外86名を判事兼簡易裁判所判事等に任命し、簡易裁判所判事武長信次外4名を願に依り免ずることについて（決定）

資料あり
資あり ☆元国土交通事務官石谷俊史外254名の叙位又は叙勲について（決定）

◎配 布

☆令和7年7月20日執行第27回参議院議員通常選挙結果調（速報）（総務省）

☆消費者物価指数（同上）

〔○署名あり ☆署名なし〕